

初診時等における 診療情報取得・活用体制について

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

当院では診断および治療等の質の向上を図る観点から
オンライン資格確認を行う体制を有しており
患者様の薬剤情報又は特定診療情報
その他の必要な情報を取得、活用して診療等を行っているため
厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

- ・ 初診を行った場合（保険証を利用した場合） 4点
- ・ 初診を行いかつオンライン資格確認等により情報を取得した場合（マイナンバーカード利用） 2点

何卒ご理解よろしくお願ひいたします。



よりしま内科外科医院